

新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託

特記仕様書

土木設計編

三田市

I 業務概要

1 業務名称

- (1) 委託番号 三教再委 1号
- (2) 委託名 新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託

2 土木設計概要

- (1) 施設名称 (仮称) 新統合中学校
- (2) 施設の場所 三田市川除字クツ、岸ノ上、高町地内
- (3) 土木設計項目
 - ア 造成設計 (軟弱地盤対策設計を含む)
 - イ 兵庫県総合治水条例に基づく重要調整池設計
 - ウ 緑道 (歩行者自転車道・一部許可車両通行可) 設計
 - エ 用排水路設計 (開水路設計、箱型函渠又は管渠設計、マンホール設計等)
 - オ マンホールトイレ設計
 - カ その他建築設計以外に必要な設計
 - キ 建設に伴う開発協議等必要な手続き業務
 - ク 土地収用法に基づく事業認定事前協議に必要な図面等資料作成
 - ケ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律の申請図面の作成及びその他補助金・交付金の申請図面の作成

II 業務仕様書

1 適用範囲

土木設計の履行にあたっては、本特記仕様書 (土木設計編) によるほか、「兵庫県委託業務関係共通仕様書」 (令和7年10月) を準用するものとする。

2 設計業務委託特記仕様書における読替等

兵庫県委託業務関係共通仕様書中「調査職員」とあるのは「監督員」に読み替えるものとする。

3 設計業務の内容及び範囲

- (1) 造成設計 $A \approx 32,800 \text{ m}^2$
 - ア 現地踏査
 - イ 軟弱地盤技術解析業務 (軟弱地盤対策工法の決定)
 - ウ 設計条件の設定
 - エ 宅地計画高と調整の上、造成仕上げ高の決定
 - オ 整地計画

- カ 開発部部局との事前協議
 - キ 防災設計（仮設排水路設計、仮設沈砂池設計、施工計画概要）
 - ク 宅地擁壁設計等の構造物設計（比較検討・基礎工検討含む）
 - ケ 施工計画（土砂搬入計画）
 - コ 工種別図面の作成
 - サ その他造成設計に必要な業務
- (2) 重要調整池設計 A=約 32,800 m²
- ア 現地踏査
 - イ 洪水調整計算書の基本条件の設定
 - ウ 下流水路調査（縦断面測量を含む）及び流下能力並びに許容放流比流量の算定
 - エ 洪水調整算定（放流量、洪水調整容量、堆砂容量の算定等）
 - オ 構造形式の選定及び構造計算並びに付帯施設の設計
 - カ 条例による届出官庁との協議
 - キ 関係機関との事前協議及び協議に要する資料の作成
 - ク 兵庫県総合治水条例に基づく届出図書の作成
 - ケ 工種別図面の作成
 - コ 施工計画
 - サ その他重要調整池設計に必要な業務
- (3) 緑道（歩行者・自転車道）設計（一部許可車両通行可）L=約 630m
 ※道路用地は学校用地と別に確保されており、その範囲内で設計のこと。
- ア 路線測量
 - イ 平面縦断設計
 - ウ 横断設計
 - エ 道路附属構造物設計
 - オ 小型構造物設計
 - カ 既設道路接続設計（4か所）
 - キ 用排水設計（道路設計に付属する範囲）
 - ク 工種別図面の作成
 - ケ 道路管理者（道路法 24 条）及び公安委員会意見照会（道路法 95 条の 2）等図面の作成
 - コ 施工計画
 - サ その他緑道設計に必要な業務
- (4) 用排水路設計 L=約 350m
- ア 現地踏査
 - イ 設計計画（基本設計）
 - ウ 流量断面計算
 - エ 造成に伴う排水路の暗渠化に伴う工法検討
 - オ 設計計画（実施設計）
 - カ 各種計算

- キ 耐震設計
- ク 工種別図面の作成
- ケ 施工計画
- コ その他水路設計に必要な業務
- (5) マンホールトイレ設計 N=1 か所
 - ア マンホールトイレシステム実施設計
 - イ 耐震性貯水施設（小規模）実施設計
 - ウ 工種別図面の作成
 - エ 施工計画
 - オ 下水道管理者との協議
- (6) 数量計算書作成
 - ア 各設計の数量計算書の作成
 - イ 土木工事における数量明細書の作成等
- (7) 報告書作成
 - ア 工法検討、形式検討
 - イ 構造計算、安定計算、流量計算等
- (8) 工事明細書作成
 - ア 積算資料の作成
 - イ 資材・施工費等の見積の徴収
 - ウ 工事単価表の作成
 - エ 工事明細書の作成
 - オ 土木工事特記仕様書の作成
- (9) 工種別工期の算出及び概算工事費の算出
- (10) 費目ごとの照査
- (11) その他建設事業に必要な図書作成等支援業務
 - ア 都市計画法に基づく開発協議及び申請図書等の作成や協議手続き業務
 - イ 土地収用法に基づく事業認定事前協議に必要な図面等の資料作成業務
なお、事業認定の事前協議及び申請図書の作成は別途発注している。
 - ウ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の申請図面の作成及びその他補助金・交付金の申請図面の作成業務

4 業務の実施

- (1) 本業務は、「新統合中学校基本構想・基本計画（案）を踏まえ、提示された与条件、適用基準に基づき、関係法令及び条例等を遵守して実施しなければならない。
- (2) 適用基準等
 - 適用基準は、関係法令及び条例等のほか、全ての基準適用は最新のものをを用いるものとする。
 - ア 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）

- イ 道路土工-盛土工指針（日本道路協会）
- ウ 道路土工-擁壁工指針（日本道路協会）
- エ 道路土工-軟弱地盤対策工指針（日本道路協会）
- オ 兵庫県小型構造物標準図集（兵庫県）
- カ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- キ 道路の移動円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- ク 兵庫県の開発許可制度の手引（兵庫県）
- ケ 開発技術基準（三田市）
- コ 重要調整池設置に関する技術的基準及び解説（兵庫県）
- サ 兵庫県設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）
- シ 兵庫県土地改良技術基準（兵庫県）
- ス 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- セ 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- ソ 下水道施設耐震対策指針と解説（日本下水道境界）
- ナ マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省）
- ニ その他設計に関して相応な基準書

(3) 土木設計業務計画書

- ア 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員（土木設計担当）に提出しなければならない。
- イ 土木設計業務計画書は、兵庫県委託業務関係共通仕様書「設計業務共通仕様書 共通編」（以下「共通仕様書_共通編」という。）第 1112 条による項目を記載するものとする。

(4) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- ア 業務着手時
- イ 監督員（土木設計担当）及び管理技術者が必要と認めるとき
- ウ 関係機関等との協議時

(5) 成果品

受注者は、下表に示す成果品を作成し、「共通仕様書_共通編」第 1117 条成果品の提出に従い納品するものとする。

成果品	製本	部数	適用
(1) 造成設計 ・実施設計図（平面図、構造図、詳細図、用排水路等の仮設図等） ・擁壁の設計 設計条件の確認・比較形式選定・基礎工検討・割付一般図作成等 ・仕様書 ・数量計算書	A4	2部	別途電子データ提出

<ul style="list-style-type: none"> ・概算工事費算出書 ・設計報告書（地盤対策工法選定等） ・施工計画概要書 			
<p>(2) 重要調整池設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計図 ・設計計算書（洪水調整算定、構造形式検討、下流水路調査等） ・数量計算書 ・概算工事費算出書 ・施工計画概要書 ・設計報告書 ・放流水路縦断面測量報告書 	A4	2部	別途電子データ提出
<p>(3) 緑道（歩行者・自転車道）設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計図（平面図・縦断面図・横断面図・標準断面図、構造物図、詳細図等） ・数量計算書 ・概算工事費算出書 ・施工計画概要書 ・設計報告書 ・路線測量報告書 	A4	2部	別途電子データ提出
<p>(4) 用排水路設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計図（平面図、縦断面図、横断面図、構造図、詳細図等） ・数量計算 ・概算工事費算出書 ・施工計画概要書 ・設計報告書（流量計算、工法検討、構造計算等） 	A4	2部	別途電子データ提出
<p>(5) マンホールトイレ設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計図 ・数量計算書 ・概算工事費算出書 ・設計報告書（水理計算、構造計算、耐震計算等） 	A4	2部	別途電子データ提出

5 管理技術者等の資格要件

受注者は、土木設計において、建築設計とは別に管理技術者及び照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門（土質及び基礎又は、都市及び地方計画））、RCCM（土質及び基礎又は、都市及び地方計画）、又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）資格保有者とする。

(2) 照査技術者は、照査業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門（土質及び基礎又は、都市及び地方計画））、RCCM（土質及び基礎又は、都市及び地方計画）、又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）資格保有者とする。

6 疑義

共通仕様書及び本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議を行い決定する。